

公募型プロポーザルの公告

酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

酒田市長 矢口明子

1 業務の概要

- (1) 業務名称 酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託
- (2) 業務内容 酒田～勝浦航路を利用する島民や観光旅客等の意向調査、航路診断及び経営診断、代替船の適切な要目を設定するための専門家への意見聴取などを実施し、「航路改善計画書」の原案を作成すること。
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする。
- (4) 履行期間 契約日から令和8年3月25日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 令和7・8年度酒田市競争入札参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）の業種コード115「調査・研究、コンサルティング」において掲載されていること。又は、次に掲げる書類を提出し、参加資格を有する者として認められた者であること。

ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書の写し（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（原本）（発行から3か月以内のもの）

ウ 法人にあっては「法人税」及び「消費税及地方消費税」、個人にあっては「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書その3の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）

エ （市内に本社又は委任先がある場合）酒田市市税の納税証明書の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）

オ 委任状（本社から支店・営業所等に委任する場合）

カ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面（参考様式1）

- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

いこと。

- ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「酒田～勝浦航路改善計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）６に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領７に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領９に定めるところにより審査し、受託候補者及び次点者を選定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に掲載する。